

■FAQ

No	質問	回答	分類
1	制度の趣旨を教えてください。	国では、全国一律の支援として、低圧契約及び高圧契約を対象に、電気・ガス料金支援事業を実施し、使用量に応じた料金の値引きを行っています。 一方、本支援金は、国の支援対象外となる特別高圧で受電する施設において、高額な電気料金を負担している大阪府内の中小企業等の負担軽減を目的として、電気料金の一部を支援する制度です。 第4期では、令和8年1月から令和8年3月までの電気料金を支援対象としています。（本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。）	制度概要
2	「特別高圧」とは何ですか。	特別高圧とは、契約電力が2,000kW以上で、原則として20,000V以上の特別高圧で受電する電力契約をいいます。 主な対象は、大型工場、大規模商業施設、データセンターなどです。 なお、本支援金の対象となるのは、大阪府内の特別高圧受電施設において電気を使用する中小企業等です。	制度概要
3	「小売電気事業者」とは何ですか。	小売電気事業者とは、電気を需要家（家庭や事業者など）に販売する事業者として、国（経済産業大臣）に登録された事業者をいいます。	制度概要
4	支給要件を教えてください。	主な支給要件は、次のとおりです。 中小企業者等（みなし大企業を除く。）であること。 大阪府内の特別高圧受電施設における受電契約者又はテナント事業者であること。 令和8年1月から令和8年3月までのいずれかの月において、月間電力使用量が35,000kWhを超えていること。	制度概要
5	対象期間を教えてください。	令和8年1月から令和8年3月までの電力使用分が支給対象です。 令和8年1月から令和8年3月までのいずれかの月において、月間電力使用量が35,000kWhを超えた月が支給対象となります。 なお、本支援金では、電力の使用期間が1日（ついたち）を含む月の請求書に記載の電力使用量を当該月の月間電力使用量として取り扱います。 例えば、電力使用期間が1/15～2/14の電気料金請求書の場合は、2/1を含むため、2月の電力使用量として取り扱います。	制度概要
6	支給単価を教えてください。	支給単価は、対象月ごとに次のとおりです。 ・令和8年1月使用分：2.3円／kWh ・令和8年2月使用分：2.3円／kWh ・令和8年3月使用分：0.8円／kWh 支給額は、対象月の電力使用量に支給単価を乗じて算出します。	制度概要
7	支援対象を特別高圧での受電する施設に限定しているのはなぜですか。（低圧・高圧に対する支援はないのですか。）	低圧契約及び高圧契約については、国において「電気・ガス料金支援事業」により、使用量に応じた電気料金の値引きが実施されています。 一方、特別高圧で受電する施設は国の支援対象外であるため、大阪府では、高額な電気料金を負担している大阪府内の中小企業等の負担軽減を目的として、電気料金の一部を支援しています。	制度概要

No	質問	回答	分類
8	国(資源エネルギー庁)による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について、教えてください。	国では、低圧契約及び高圧契約の電気料金並びに都市ガス料金の負担軽減を目的として、「電気・ガス料金支援」を実施しています。 この支援では、小売電気事業者等を通じて、使用量に応じた電気料金・ガス料金の値引きが行われます。利用者による申請手続は不要で、対象となる契約には自動的に値引きが適用されます。	制度概要
9	「テナント事業者」も支援対象になりますか。	はい、支給要件を満たすテナント事業者も支援対象となります。 テナント事業者とは、特別高圧で受電する施設に入居し、施設運営事業者を通じて電気料金を負担している中小企業者等をいいます。 なお、支給を受けるためには、**募集要項に定める支給要件をすべて満たしている必要があります。 **また、施設運営事業者との契約内容や電気使用量等を確認できる書類の提出が必要です。	制度概要
10	申請の区分について、「施設運営事業者」と「テナント事業者」でそれぞれなにが異なりますか。	申請区分の違いは、小売電気事業者との契約形態です。 施設運営事業者：小売電気事業者と特別高圧の小売供給契約を締結している事業者 テナント事業者：特別高圧で受電する施設に入居し、施設運営事業者を通じて電気料金を負担している事業者 なお、施設運営事業者が申請する場合は、テナント事業者が使用した電力使用量を控除した上で申請します。	制度概要
11	本店所在地は大阪府外ですが、特別高圧で受電する施設は大阪府内にある場合、支援対象になりますか。	はい、支給要件を満たしていれば支援対象となります。 本支援金は、大阪府内の特別高圧受電施設において電気を使用する中小企業者等を対象としています。 そのため、本店所在地が大阪府外であっても、大阪府内の特別高圧受電施設で事業を営み、その他の支給要件を満たす場合は支援対象となります。	対象要件
12	本店所在地は大阪府内ですが、特別高圧で受電する施設は大阪府外にある場合、支援対象になりますか。	いいえ、支援対象となりません。 本支援金は、大阪府内の特別高圧受電施設において電気を使用する中小企業者等を対象としています。 そのため、本店所在地が大阪府内であっても、特別高圧受電施設が大阪府外にある場合は支援対象外となります。	対象要件
13	支給対象外要件に「申請施設の建築物の床面積から共用面積を引いた面積のうち、他者専用面積の占める割合が80%以上となる者」に該当した場合は、申請することはできますか。	施設運営事業者として申請することはできません。 ただし、募集要項に定める支給要件を満たし、他の支給対象外要件に該当しない場合は、テナント事業者として申請することができます。	対象要件
14	テナント事業者として、特別高圧で受電する施設に入居していますが、施設運営事業者からは面積按分により電気料金を請求されています。支援対象になりますか。	原則として支援対象外です。 テナント事業者は、証明用電気計量器（子メーター）により電力使用量を算定していることが要件となります。面積按分など、子メーターによらず電気料金を負担している場合は支給対象となりません。	対象要件

No	質問	回答	分類
15	テナント事業者として、特別高圧で受電する施設に入居していますが、施設運営事業者からは月々定額で電気料金を請求されています。支援対象になりますか。	原則として支援対象外です。 テナント事業者は、証明用電気計量器（子メーター）により電力使用量を算定していることが要件となります。定額制など、子メーターによらず電気料金を負担している場合は支給対象となりません。	対象要件
16	申請期間はいつからいつまでですか。	令和8年7月29日(水)から令和8年10月2日(金)までです。 第1期支援金～第3期支援金のいずれも受給されていない場合は、審査に時間を要する可能性があるため、令和8年8月21日(金)までにご申請いただきますようお願いします。	申請手続
17	申請手続はどのようにしたらよいですか。	申請方法や必要書類、申請手順については、募集要項をご確認ください。 また、申請に関する最新情報は、大阪府ホームページに掲載しています。	申請手続
18	1つの敷地内で2つの独立した建築物が存在する場合、どのように申請すればよいですか。	電力契約ごとに申請してください。 複数の建築物があっても、電力契約が1契約であれば1件の申請となります。 一方、それぞれの建築物で別々の電力契約を締結している場合は、それぞれ申請してください。	申請手続
19	法人として設立間もないため、初めての確定申告を迎えておらず、法人税確定申告書の写しを提出できません。提出書類はどうしたらよいですか。	「理由書」に法人事業概況説明書を提出できない理由と申請日から直近の月末時点の「常時使用する従業員の数」を記載の上、法人設立時に税務署に提出した「法人設立届出書」の写しを提出してください。	申請手続
20	個人事業者として創業間もないため、初めての確定申告を迎えておらず、所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表の写しを提出できません。提出書類はどうしたらよいですか。	「理由書」に所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表の写しを提出できない理由を記載の上、開業時に税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しを提出してください。	申請手続
21	テナント事業者として、令和8年1月1日以降に特別高圧で受電する施設に入居しました。提出書類は何が必要ですか。	「理由書」にテナント事業者として、令和8年1月2日以降に特別高圧電力で受電する施設に入居したことを記載の上、「特別高圧電力契約報告書」（別紙2-4）を提出してください。 なお、別紙2-4の提出にあたっては、「(2)申請施設において、テナント事業者が入居していることが確認できる書類」について、「令和8年1月1日以前」を「入居日(令和8年1月2日以降)」と読み替えて、当該内容を確認できる書類を提出してください。	申請手続
22	施設運営事業者でしたが、本支援金の対象期間内に特別高圧で受電する契約を解約しました。申請できますか。	申請できます。 ただし、令和8年1月から3月までのいずれかの月において月間電力使用量が35,000kWhを超えていることなど、その他の支給要件を満たしている必要があります。	申請手続
23	テナント事業者でしたが、本支援金の対象期間内に特別高圧で受電する施設から退去しました。申請できますか。	申請できます。 ただし、令和8年1月から3月までのいずれかの月において月間電力使用量が35,000kWhを超えていることなど、その他の支給要件を満たしている必要があります。	申請手続

No	質問	回答	分類
24	補助金額に上限はありますか。	予算の範囲内で支給を行うため、申請額の合計が予算額を上回った場合は、支給額を調整する場合があります。	支援金支給
25	特別高圧で受電する施設とは、どのような施設ですか。	特別高圧で受電する施設とは、契約電力2,000kW以上で、原則20,000V以上の特別高圧で受電している施設をいいます。 主な例として、大規模工場、データセンター、大型商業施設、オフィスビルなどがあります。	その他
26	テナント事業者ですが、自分が入居している施設が特別高圧で受電しているかどうかはどのように確認すればよいですか。	施設運営事業者又は管理会社へご確認ください。	その他